

## サービス事業単価等一覧表

別紙

2023年9月

### 訪問型サービス

	サービス費用	加算	利用者負担	備考
介護予防相当訪問サービス	1回/週：11,760円/月 2回/週：23,490円/月 3回以上/週：37,270円/月	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）による	交付される負担割合証に記載の利用者負担割合で計算した額	・単位は1月につき定めた単位によるものとし、回数につき定めたものは使用しない ・月途中の事由に該当する場合については、日割り計算することとする
基準緩和型訪問サービス（指定）	9,300円/月	初回加算・処遇改善加算		
基準緩和型訪問サービス（委託）	7,900円/月	なし		
短期集中予防訪問サービス	4,900円/回	走島町：3,760円/往復 山野町：360円/往復	なし	1期間あたり3か月。計6回。

### 通所型サービス

	サービス費用	加算	利用者負担	備考
介護予防相当通所サービス	要支援1・事業対象者：16,720円/月 要支援2：34,280円/月	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）による	交付される負担割合証に記載の利用者負担割合で計算した額	・単位は1月につき定めた単位によるものとし、回数につき定めたものは使用しない。 ・月途中の事由に該当する場合については、日割り計算することとする。
基準緩和型通所サービス（指定）	12,300円/月	処遇改善加算		
基準緩和型通所サービス（委託）	2,690円/回	なし		
短期集中予防通所サービス	【基準額】 運動プログラム：5,200円/回 複合プログラム：6,100円/回	走島町：3,760円/往復 山野町：360円/往復	なし	1期間あたり3か月。計12回。

### その他生活支援サービス

	サービス費用	加算	利用者負担	備考
「食」の自立支援事業（配食サービス）	330円/食（利用者負担除く）	走島町：3,760円/往復 山野町：360円/往復 異変対応：1,000円/時間	普通食：1食につき市長が定めた額を上限として受託機関が定めた額 特別食：1食につき受託機関が定めた額	【新型コロナウイルス感染症対策による利用枠拡大対応】 ・1日あたり昼・夕のどちらか1食まで ・月曜から日曜の7食/週まで

### 介護予防ケアマネジメント

	単価等（支払頻度）	利用者負担	加算	備考
ケアマネジメントA	1件あたり4,380円（毎月支払い）	なし	初回加算 委託連携加算	月額包括報酬のため日割り計算しない
ケアマネジメントB	1件あたり4,380円（6か月に1回支払い）	なし	なし	月額包括報酬のため日割り計算しない
ケアマネジメントC	1件あたり4,380円（初月のみ支払い）	なし	なし	月額包括報酬のため日割り計算しない